

発行所(郵便番号100)
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング617号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel (3212) 4007・1480
Fax (3212) 1447
編集責任者 岡沢憲美
印刷所 関東図書株式会社
定価200円(年間購読料参千円)
1992年5月25日発行
第24巻第5号
(毎月1回25日発行)
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 24 No.5

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No.617. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

首席国会オンブズマン、エークルンド氏の来日を迎えて

玉川大学教授 川野秀之
Prof. Hideyuki Kawano

5月の15日から23日までスウェーデンの首席国会オンブズマンであるクラス・エークルンド氏が来日された。現職の国会オンブズマンが来日されたのははじめてのことである。これまで報道オンブズマン・男女平等オンブズマン・消費者オンブズマンなど近年創設されたいわゆる特殊オンブズマンの来日が続いたが、1809年以來の伝統をもつ行政一般と司法に対して権限を持つ国会オンブズマンはまだわが国に來られたことがなかった。

来日中には、最高裁判所長官、衆議院議長、総務庁長官を表敬訪問された。またオンブズマン制度の現状について、総務庁・日本弁護士連合会、早稲田大学現代政治経済研究所、神奈川県自治総合研究センターなどでのセミナーや学識者との意見交換を精力的にこなされることになっている。

クラス・エークルンド氏は、1939年に生まれ、1968年より、裁判官となり、法務省参事官、総理府法制局長、労働裁判所裁判長を歴任し、1987年11月1日、首席国会オンブズマンに選任され、現在に至っている。とくに人権問題について詳しく、スウェーデンの人権政策に深く関わった経歴を持っている。

国会オンブズマンは現在4人制で、それぞれ担当を分担して業務を行っている。したがって首席という意味は、決して他のオンブズマンに対して命令権を持つということではなく、全員の会議を行うときの議長であって、また外部に対してオン

ブズマンを代表するということである。わが国の会計検査院長や人事院総裁よりもその内部調整権限は小さいといえよう。

この国会オンブズマンの来日の意義は大きい。わが国でも近年、川崎市の市民オンブズマンや中野区の福祉サービス調整委員、長崎県諫早市の市政参与委員など、自治体レベルで、オンブズマン制度を導入する動きが活発になってきた。それに刺激され、監査委員の権限も少しではあるが強化された。また国の場合も、すでに30年以上の歴史を持つ行政相談委員が総務庁の行政相談制度と連動して、かなりの成果をあげてきている。また総務庁の行政監察活動や会計検査院の活動も、かつてにくらべ勢いよく動いているといえよう。このような時期の来日が、今後ともわが国にもオンブズマン制度を導入しようとする活動に効果的な一石を投じた効果が上がることを念じて止まないところである。

目次

首席国会オンブズマン エークルンド氏の来日を迎えて……………	川野秀之…1
スウェーデン型社会福祉と日本の社会福祉改革……………	松溪憲雄…2
お知らせ……………	3
新刊紹介・研究会報告……………	4
SIPニュース……………	5

スウェーデン型社会福祉と日本の社会福祉改革

Swedish Welfare System and Reform of Welfare System in Japan

龍谷大学助教授 松 溪 憲 雄

Assistant Prof. Norio Matsutani

スウェーデンと言えば、誰しも「福祉国家」と言う言葉を思い出すであろう。確かに、スウェーデンの福祉水準は全般的に高いので、福祉の進んだ国と言う意味では、それは正しい表現ではある。だが、厳密に考えてみると、それは正しい表現ではない。何故ならば、国が実際に遂行している福祉の分野は意外に狭いからである。

国が担当しているのは、いわゆる所得保障に属する分野である。即ち、社会保険方式によって、健康保険や年金保険、失業保険、労災保険等を運営している。それに、児童手当等の現金給付が国の仕事となっている。言ってみれば、お金にまつわる保障、基本的な所得の保障を国はしているのである。

所得保障と並んで一般の国民生活に重要な医療保障は、県の業務となっている。つまり、健康保険と密接に関わる医療サービスを、実際に管理・運営しているのは国ではなくて県である。健康保険は、しいて言えば、傷病手当金等の現金給付を賄うシステムであり、わが国のように医療サービスの提供に関わるシステムではない。この県レベルの行政体は、その由来からして病院を運営するために19世紀に設立されたものである。今日でも、県の業務の殆どすべては医療サービスの提供にある。民間の医療サービスの領域はごく限られており、殆どすべての病院・診療所・保健センター・ナースィングホーム等は、県が運営している。

生活に密着した種々の社会福祉サービスは、コミュニティと称される最小規模単位の地方自治体によって管理・運営されている。公的扶助・老人福祉・児童福祉・障害者福祉等は、コミュニティの仕事なのである。つまり、いわゆる狭義の社会福祉の分野は地方自治体が担っているのである。スウェーデンの福祉制度で特にみるべきものは、まさにこの分野にあるのであり、福祉国家と言う称号はこの分野ゆえに与えられているものと思われる。

福祉にかかわる政治行政機構は、国、県、コミ

ューンである。国、県、コミュニティという三つの行政単位が、わが国のようなタテの三層構造になっているわけではない。県・コミュニティが、国の完全なコントロール下にあるのではない。国は、一般的な助言をすることはできても、拘束するような指示を出すことは原則的にはできないのである。言ってみれば、ヨコの並列構造になっているのである。それだけに、自治権が強く、それぞれの県・コミュニティが独自のあり方を模索できていることになっている。「すべてを、コミュニティから」と言う表現があることから解るように、コミュニティは市民生活に非常に大きな影響を与えるものであり、市民生活の全領域にわたり数多くのサービスを提供している。コミュニティこそが、スウェーデンの福祉システムの要なのである。ここに、スウェーデンの福祉の大きな特徴の一つがあるものと思われる。

他方、わが国の福祉のあり方を考えてみると、国の果たしている役割の大きさに気づく。国は、社会保険を直接運営したり、大幅にコントロールを加えたりしている。医療サービスも、民間が主たる供給主体に成っているとは言え、これを支える財源を初めとして管理・運営面で国の果たす役割は大きい。社会福祉サービスも、これまでのところ、国の画一的なコントロールが重大な役割を果たしてきた。補助金や通知という形で、県・市町村を指導してきたのである。それが、いま、大きく変わろうとしている。

敗戦後スタートしたわが国の福祉は、1960年代に一応の法体系が整備される。社会福祉サービスは、端的に言って、国家財政に依存した都道府県による施設福祉であった。ところが、1980年代後半頃から、年金や医療関係の分野で21世紀の超高齢化社会を乗り切るために大幅な制度改革が推進された。社会福祉サービスにおいても、これまでのあり方を大きく変える必要があるという意見がでてきた。それには、スウェーデンなどで強

調されているノーマライゼーションの理念——老人であれ、障害者であれ、福祉の対象者が国民のなかの特別グループ・分離し得るグループとして取り扱われるのではなく、同じ社会の一員として他の人々と変わらないノーマルな日常生活を、他の人々とともに営んでいけることがノーマルなことである社会の実現をめざすこと——が、大きな影響を与えている。具体的に言えば、地域福祉、在宅福祉、多様な福祉が求められるようになってきたのである。

こうして1990年6月に、「老人福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、いわゆる福祉八法の改正が行なわれた。当初の改正法案が、「地域における社会福祉の基盤整備を促進するための関係法律の一部改正法案」という名称であったことから解るように、在宅福祉・地域福祉を推進することをねらった法案であり、1993年4月の全面実施に向けてもっか急ピッチでその準備作業が進められているところである。

在宅福祉サービスを推進するために、福祉関係の各法において、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイが明確に規定され、市町村の事務となった。更には、在宅福祉サービスと施設福祉サービスを一元的に運営するために、老人ホーム・身体障害者更生施設等への入所事務も、都道府県から市町村へと移譲された。市町村社会福祉協議会が在宅福祉サービスの実施主体として明文化された。こうした在宅福祉サービスを支援するために、社会福祉・医療事業団を設置するとともに、共同募金の寄付金を重点的に配分することにした。また、都道府県・市町村は、在宅福祉サービス・施設福祉サービスと保健サービスとの連携を図るべく、それぞれの老人保健福祉計

画を作成することになっている。何れも、重大な意味をもつものばかりである。住民の最も身近なレベルで住民のニーズを汲み上げて、市町村が主体となって社会福祉サービスを展開していく、スウェーデン型の社会福祉システムへとようやく向かいつつある。

これらの成否には、大きな課題が関わっている。つまり、市町村に委ねられるところが急に大きくなってきたのであるが、各市町村の財政力や行政能力に大きな格差が存在するなかで、スウェーデンがコミュニケーションの均衡化を図るようなことができるのか。更には、多様な福祉サービスを求めていくなかで、民間の福祉サービスや受益者負担を強調することは、国民の間に大きな不平等をもたらすことにならないのか。また、スウェーデンでも大きな課題になっている、マンパワーの確保や、保健サービスと福祉サービスとの連携がうまく成功するのであろうか。これらの課題に答えていくためには、スウェーデンの実情をより詳細に学んでいく必要があるものと思う。

参考文献：Sven E.Olsson, "Sweden," in John Dixon and Robert P.Scheurell (ed.), *Social Welfare in Developed Market Countries*, Routledge, 1989；岡沢憲美『スウェーデンの挑戦』岩波書店 1991年；厚生省編『厚生白書（平成2年版）』ぎょうせい 1991年；社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東大出版会 1987年；竹崎 孜『生活保障の政治学』青木書店 1991年；「焦点レポート（福祉法改正の実施状況・上・中・下）」『週刊 社会保障』Vol.46, No.1683・1684・1685, 社会保険法規研究会。

お知らせ

明治大学教授岡野加穂留氏、明治大学総長に御就任

当研究所理事でもあられる明治大学教授岡野加穂留先生が、この度同大学の学長に就任されました（任期4年）。この3月までは政治経済学部の学部長としてご活躍され、また、同大学のラグビー部の部長もつとめられてきました。

岡野先生はご存じのように、月報にスウェーデンの政治に関する原稿をしばしば寄稿して頂いて居ります。今後のご活躍が期待されます。

藤岡純一著『現代の税制改革 世界的展開とスウェーデン・アメリカ』 法律文化社

昨今、わが国でも消費税の導入や地価の高騰による相続税の問題などによって税制やその改革に寄せる関心は以前よりは高まりつつあるようである。しかし、不公平税制のなどというように税制の話題が取りざたされるのは、選挙や税金の申告といった特定の時期に限られているように思われる。自分たちの支払った税金が、社会システムにどう作用し、また、その本質的な理念が何に依っているのか。あるいは依るべきであるのかといった社会理論に係った部分での追及がされる事は一般的には少ないように感じられる。

本書では、一見難しく考えられている税制の理念や理論を実際の税制改革の例を見ながら知ることが出来る。

特にスウェーデンの税制改革について、1989年及び1991年の改革の全般について詳しい検討が加えられている点は興味深い。

全体の構成は、先ず戦後の税制改革の流れを現代まで辿って、その特徴的な理論や政策について解説がされている。次に1984年のアメリカの財政報告をサッチャーやレーガンに代表された新自由主義の税制改革の具体例として分析している。

さて、スウェーデンの税制改革は、確かに世界的な流れに沿ったものようであるが、様々な点でアメリカの場合とは異なった特徴が見られるようである。第Ⅲ章では、現在の福祉国家スウェーデンを支えている税制の理論と具体的な内容について詳しく分析され述べられている。

最後の第Ⅳ章では、現代の税制改革の諸理論についての全体的なまとめが、やや専門的な部分もあるがまとめられており、さらに、最近提唱されたばかりの新しい北欧型の税制モデルの紹介と検討が行われている。

この著書によってスウェーデンの最近の税制改革についての総合的且つ詳細にその様子を知ることが出来るばかりでなく、世界的な動向のなかでのスウェーデンらしきとその理念についてもまた理解を深めることの出来る一冊である。

《研究会報告》

去る4月24日(金)、当研究所顧問の早稲田大学教授中嶋博先生を講師にお迎えして当研究所にて研究会を開催した。

今回のテーマは、「スウェーデン教育における自由化の動向」ということで、この3月に中嶋先生がスウェーデンに行かれた際の見聞をもとにホットな情報を披露して頂いた。

長らく続いた社民党政権からカール・ビルト率いる保守連立新政権に交代し、ECへの正式加盟などによって、どのような政策が新しく出されてくるのかは、非常に注目される場所であった。

この最新の動向をご専門の教育について、国際的な傾向について述べられた後、スウェーデンにおける変革の状況を歴史的な経緯を絡めながら話して頂いた。

今回の社会的な変革にともない、深い関連をもつ教育での重大な変化について以下のような点に言及された。まずはじめに、SÖの解体とSkolverketの創設、6才児就学と学習指導要領の改訂、教育評価、学校教育法の改訂、高等学校の方針転換、高等教育、成人教育など教育全般に渡って詳しく解説して頂いた。

特に大学における自由化、国立大学の私学化とこれに対する各大学や地方自治体レベルの対応は、今までスウェーデンからは想像できないほど様変わりが大きく、非常に衝撃的なものであった。今回の講演は教育の変革について最新情報による大変意義深い内容のものであった。今後ともスウェーデンのこの新しい変化からは目が放せないようである。

スウェーデン人、移民者と共に、外国人嫌いに対する全国的抗議行動に参加

2月21日、スウェーデンにおいて、人種主義と外国人嫌いに反対する強力な抗議行動が各地で行なわれた。午前10時から11時にかけて、多数の職場で作業が中止されたが、その程度は1分間の静粛からまるまる一時間に及ぶストと、各職場でまちまちであった。ストックホルムの公共輸送機関の場合は、5分間交通が停止された。教会は特別な礼拝を行ない、鐘を打ちならした。また、労働時間後には、スウェーデン中で、文化的結束を基に組織されたイベントが行なわれた。

一連の人種差別主義者の銃撃事件後に行なわれた今回の抗議行動は、元々は多くの移民団体によって公表されたものであるが、その後、生粋のスウェーデン人の関心をもひくこととなったため、今回のストは雇用者団体の暗黙の合意の下に行なわれた。(SIP 069/92)

スウェーデンの対外政策声明：欧州統合と安全保障に強力な支援

2月26日に、スウェーデン外相マルガレッタ・アヴ・ウグラス (Mrs Margaretha af Ugglas) が国会に政府の対外政策声明を提出したが、その骨子次の通り。

「スウェーデンの安全保障及び対外政策においては、ヨーロッパの独自性というものがますます重要になってくるであろう。1995年の欧州共同体への安全加盟をめざして、スウェーデンはヨーロッパに確固たる安全保障の秩序を打ちたてるべく、ユーロピアンユニオンと全欧安保協力会議のわく組内での安保及び対外政策協力拡大への全面的参加を予定している。

しかしながら、今日の欧州の変化の過程には、個々の独立した防衛力で我々自身の広大な領空、領土を守りに際しての我々の責任を軽減するような何ものも存在しない。このことは我々もまた北欧の安定に寄与していくことを意味するもので、この安全政策の中核は、近隣の戦争の際のスウェーデンの中立を可能にするような適正かつ独立した防衛能力を維持する責務を負いつつ、軍事同盟に、今後とも参加しないということである。

また、スウェーデンはひきつづき国際協力において積極的な役割を演じていくつもりである。我国はバルト沿岸諸国に対して特別な責任を感じており、それらの国々は今後、金銭的援助以外に、民主的制度と市場経済を確立することで支援されていくこととなろう。スウェーデンは中欧及び東欧の自由化された国々への援助費が今後3年間で3倍になることを提案している。また、支援はエストニア、ラトビア、リトアニア、セントペテルスブルグ地区、ポーランド——全て、バルト海近接諸国——を優先的に行なうべきである。

しかしながら、スウェーデンの対欧州政策とその他の地域での我国の行動が矛盾するようなことは全くない。というのも、スウェーデンは諸外国と協力して、貧しい国々の生活水準をひき上げることがができる長期的な開発を促進するような開発援助を推進しようとしているからである。今後は国民総生産(GNP)の1%という開発援助高を維持しつつ、民主主義市場経済への実質的により強力な支援を行なうべく、援助の方法を改良していく予定である。

スウェーデンの対外政策は、世界のあらゆる地域における人権、自由、民主主義の利益になるように、案出されており、我国は、国連が今後ますます人権の擁護に努め、この主旨に沿った開発を歓迎することを確実にするべく努力していくつもりである。スウェーデンはまた、国連制度の中で、軍縮及び武器管理地域における積極的な政策をひきつづき追及していくことになる。

結論としては、我国はEC加盟申し込み、また将来の全欧安保協力会議の議長職や国連の安保委員会への立候補の結果として、スウェーデンの対外政策は地域的にも世界的にも今後、極めて強力なものとなろう。(SIP 084/92)

スウェーディッシュアカデミー、終身会員に若手を指名

ストックホルムの若手の現代詩人で劇作家のカタリーナ・フロステンソン (Katarina Frostenson) が此の程、スウェーディッシュアカデミーの第18人目の終身会員として指名された。フロステンソンは詩壇に登用された最も若手の作家の一人であると共に、アカデミーの200年に及ぶ歴史の中でもわずか5人の女性の一人である。

彼女の最初の詩集 (I mellan=In between)は1978年に出版されたが、今日までに、彼女はモノドラマと呼ばれる役者が1名の戯曲を含む、およそ10の作品を著した「ナイル」(the Nile)は2、3年前にストックホルムの王立劇場で演じられたが、新しく書かれた台本が現在、上演されるのを待っている。カタリーナ・フロステンソンはフランス文学及びその文化に密接に結びついており、詩歌や散文の翻訳をとおして、スウェーデン大衆に現代のフランス作家の何人かを紹介した。この分野での彼女の知識はノーベル文学賞の授賞団体であるスウェーディッシュアカデミーにとっての資産である。

スウェーディッシュアカデミーのメンバーとしては彼女は昨年12月に死去した多作の散文並びに詩歌作家マルチュール・ルンドクビスト (Artur Lundkvist)の後をつぐものである。彼女は後世に90余りの作品を残した。彼女はスウェーデンの文化生活において重要な役割を演じた——とりわけ、外国文学 (特にラテンアメリカ文学)の紹介者、翻訳者、鑑定家として——。フロステンソンは彼女の果たした役割について、自身の世代ではほとんど無視されているが、極めて価値のある文学者の役割の一つだと述べている。

(SIP 073/92)

SAS、国内航空会社の株の51%を取得

スカンジナビア航空 (SAS) が、スウェーデンの国内航空会社リニエフリーグ (Linjeflyg)の株式の51%を取得することとなった。リニエフリーグは、ひきつづき独立した航空会社として操業をつづけるが、今後、この二社間の協力体制が発展してゆくこととなろう。

契約内容は、SASがスウェーデンの道路の通運会社であるビルスペディション (Bilspediton)からリニエフリーグの株の50%を購入すること、また、付加的に1%をSASコンソルティウム (SAS Consortium)のスウェーデンの親会社であるABAより購入するというもので、結果的に残りのリニエフリーグの株 (49%)はSASコンソルティウムが所有することになる。

此の度の取引の背景には、1993年のヨーロッパの空輸の規制撤廃前に、国内市場の占有率を高めておこうというSASの努力がある。

(SIP 053/92)

盗難や放火を防止する安全な郵便受

スウェーデン南部のオースビーのオースビー・セーケルヘートプロダクテル (Osby Säkerhetsprodukter)によって、盗難や防火予防の安全な郵便受が設計された。新メイルボックスは戸の内側の11のねじで締められ、外側からは錠をあけられないようになっている。新ボックスはまた、郵便物の差し入れ口から泥棒をしようとする者が中をのぞきこむのを防止する。

また、もう一つの特徴は、郵便受の底がはずされていれば、持主が不在でも、新聞や雑誌を含む郵便物を際限なく受け入れることができる点である。底板を底位置においておけば、もしも誰かが意図的に燃えている物を差し入れ口から投げ込んでも、火事の危険は全くない。新郵便受は気密式なため、炎は消えてしまう。他の安全特性と共に、この特質により、同品は、盗難予防協会の認可を受けている。特許品でもあり、サイズは90×380×400mmと100×380×500mmの二つである。なお、同品は1mm厚の薄板鋼製で、キーなしで内側から開けることができる。

(SIP 055/92)